

一般財団法人 山梨県交通安全協会

発行所 山梨県交通安全活動推進センター

TEL 055(280)5550

〒400-0202 南アルプス市下高砂847

<https://www.yamanashi-ankyo.jp>

## CONTENTS

P1 夏の交通事故防止県民運動(7/21~8/20)

P2・3 春の全国交通安全運動活動状況(5/11~5/20)

P4 高齢者講習お申し込みのご案内

P4 守ろう自転車安全利用5則(4/1~ヘルメット着用の努力義務)

# やまなし

## 夏 の 交通事故防止県民運動

令和5年 7月21日(金)~8月20日(日)



待ちに待った夏がやって来ます。夏は、長期休暇もあって外出の機会が増えます。この機会に、家族や夏休み中の子どもが関係する交通事故が発生することのないよう、県民の一人ひとりが交通ルールや交通マナーを遵守して交通事故を防止しましょう。

### 第5回 交通安全ポスター・デザインコンクール 開催



▲優秀賞 石和南小学校 長田ひなたさん  
◀最優秀賞 勝山小学校 小山田心春さん 石和南小学校 優秀賞 笠原心愛さん



#### (令和4年度「第4回 交通安全ポスター・デザインコンクール」受賞作品)

(一財)山梨県交通安全協会では、令和5年度「第5回 交通安全ポスター・デザインコンクール」を開催します。山梨県内の小学生を対象に交通安全に関するポスターを募集し、優秀作品には作成者と所属の小学校に賞品を贈呈します。

また、優秀作品は、カレンダーや新聞広告に掲載します。

募集期間は、令和5年8月21日から9月15日です。応募をお待ちしております。

**山梨県交通安全メインスローガン**

**守るのは マナーと家族と 君の明日(あす)**

# 各地区交通安全



## 甲府交通安全協会

甲府駅自動車博覧会の会場で往年の名車を前に交通安全を呼び掛けました。



## 甲斐塩崎交通安全協会

甲斐市の「やはたいぬ」も街頭活動に参加して交通安全を呼び掛けました。



## 南甲府交通安全協会

押原小学校の正門において「守れ!通学路作戦」を展開しました。



## 北杜交通安全協会

北杜交通安全協会の会長から新入学児童にランダセルカバーが寄贈されました。



## 南アルプス交通安全協会

白根巨摩中学校の校庭においてスタントマンによる交通安全教室を開催しました。



交通安全教室で警察官が幼稚園児に交通ルールを分かりやすく説明しました。

# 協会の活動状況



## 南部交通安全協会

競泳元日本代表の萩原智子さんが一日警察署長として親子で参加していただきました。



## 富士吉田交通安全協会

富士河口湖町内の県道で通行車両に交通安全を呼び掛けました。



## 笛吹交通安全協会

JR中央線の沿線で踏切前の確実な一時停止と安全確認を呼び掛けました。



## 大月交通安全協会

市内のスクールバス乗降場に「学童に注意」の看板を設置して安全運転を呼び掛けました。



## 日下部交通安全協会

通学時の小学生に反射材などを交付して交通安全を呼び掛けました。



## 上野原交通安全協会

上野原交通安全協会の会長から市内新入学児童へ反射傘が寄贈されました。

# 高齢者講習はお済みですか？

★高齢者講習を受ける必要がある方は、山梨県公安委員会から講習の通知(はがき)が届きます。

★高齢者講習は大変込み合いますので、講習の通知が届きましたら、お早目に御予約ください。

★わからないことや、ささいなことでも結構です。県内の各教習所に御相談ください。

山梨県交通安全協会「山梨自動車学校」では、免許更新をする際に何度も足を運んでいただく必要はありません。

## 70歳から74歳までの方

午前中に「高齢者講習」を受講し、更新期間内であれば、その日のうちに免許更新が可能です

## 75歳以上の方

「認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習」が、その日のうちにできますので、午前中に終了すれば、午後の免許更新が可能です



### 山梨自動車学校 (総合交通センター北隣り)

〒400-0202 山梨県南アルプス市下高砂847

電話: 055 (269) 5110 (高齢者講習専用)

電話: 055 (265) 0752 (山梨自動車学校)



## 令和5年4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されております

自 転 車  
安全利用

5 則

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



- 自転車も車両、横断歩道は歩行者優先です。
- 傘をさしながらの運転・携帯電話を使用しながらの運転はできません。